

特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやまという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、情報公開を求める県民の権利を実現し、擁護し、健全な住民の自治に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表のうち、次の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報公開事業
- (2) 啓発交流事業

第3章 会 員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り、入会を拒むことはできない。

3 入会を拒む場合は、代表が文書でその理由を本人に通知するものとする。

(年会費)

第8条 会員は、幹事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第13条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 幹事(法上の理事) 10名以上
- (2) 会計監査(法上の監事) 2名
- 2 幹事のうち、1名を代表、2名以上を副代表、1名を事務局長とする。
- 3 代表、副代表、事務局長はこの法人を代表する。
- 4 代表、副代表、事務局長以外の幹事は法人の業務について、この法人を代表しない。

(役員を選任)

第14条 幹事及び会計監査は、総会において正会員の中から選出する。

- 2 代表、副代表、事務局長は、幹事の互選により選出する。

(代表)

第15条 代表は会務を統括する。

(副代表)

第16条 副代表は、代表の会務を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(事務局長)

第17条 事務局長は、幹事会の決定に従ってこの法人の事務を統括する。

(幹事)

第18条 幹事は、この定款の定め及び幹事会の議決に基づき、この法人の活動を行う。

(会計監査)

第19条 会計監査は、法第18条の職務を行う。

(役員任期)

第20条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第21条 幹事又は会計監査のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第22条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第23条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第5章 総会

(総会)

第24条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

- 2 定期総会は、年1回会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 会計監査がその必要を認めた場合、幹事会が必要と認め招集の請求をした場合、及び正会員総数の5分の1以上から招集の請求があった場合には、2ヶ月以内に臨時総会を開催する。
- 4 総会は代表又は会計監査が招集する。
- 5 総会の招集は開催日の5日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載し

た書面をもって通知しなければならない。

(総会の権能)

第25条 総会には、次の事項を付議する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 本年度の事業計画及び予算
- (3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 合併
- (7) その他の重要な事項

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第28条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者2人以上が署名、押印する。

第6章 幹事会

(幹事会)

第31条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、代表が招集する。

(幹事会の権能)

第32条 幹事会には、次の事項を付議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 内規の制定
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議決)

第33条 幹事会は幹事総数の2分の1以上の出席をもって成立し、幹事会の議決は出席した幹事の過半数をもって行い、可否同数のときは、代表の決するところによる。

(運営)

第34条 幹事会の開催、運営等に関しては、別に定める内規により行う。

第7章 資産及び会計

(資産)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 年会費

- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

2 この法人の資産は代表が管理し、その方法は総会の議決を経て代表が別に定める。

(会計)

第36条 この法人の事業年度は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。

2 会計の処理方法は、別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第37条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第38条 この法人は、法第31条第1項第1号又は第3号から第7号までに掲げる事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 第38条の解散（合併または破産による解散を除く）があった場合、残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において定める者に譲渡する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示するほか、官報に掲載することにより行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第41条 この定款の施行について必要な細則は、幹事会の議決を経て、代表がこれを定める。

(付則) この定款は、この法人の成立の日（平成18年4月28日）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別紙名簿に掲げる者とする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第20条の規定にかかわらず、設立の日から2007年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第25条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、設立の日から2006年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 8,000円

(2) 準会員 4,000円

7 平成24年2月18日改正

第13条の3項は、岡山市の認証を受けた日（平成24年6月1日）から施行する。

8 平成24年6月30日改正

第2条、第6条、第8条、第13条、第15条、第25条、第35条、第37条、第41条を改正する。第6条、第8条、第13条、第15条、第25条、第37条の改正は岡山市の認証を受けた日（平成24年9月27日）から施行する。

9 平成29年2月25日改正

第20条、第40条を改正する。第20条の改正は岡山市の認証を受けた日（平成29年6月8日）から施行する。

10 平成30年2月17日改正

第40条を改正する。

設立当初の役員名簿

代表	重田 龍三
副代表	光成 卓明
副代表	村上 眞幸
副代表	和田 啓二
事務局長	須藤 曉子
幹事	青木 光章
幹事	伊賀 寛
幹事	古賀 るり子
幹事	菅納 忠彦
幹事	釣崎 悦子
幹事	東 和子
幹事	久野 千恵
幹事	三上 咲
幹事	山本 勝敏
会計監査	東 隆司
会計監査	吉尾 加代子